

○財務省告示第十三号

農林水産省告示第十三号  
 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第四十七条第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日財務省告示第三十五号（独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎  
 農林水産大臣 森山 裕

第二号の次に次の附則を加える。

附 則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合におけるこの告示の規定の適用については、第二号口中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会並びに特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）とする。

○経済産業省告示第一号

環境省告示第一号  
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第一項の規定により自主回収の認定をしたので、同条第二項の規定に基づき、当該認定を受けた特定容器利用事業者の名称及び住所並びにその回収する特定容器の種類、量及びその回収の方法を次のとおり公示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎  
 経済産業大臣 林 幹雄  
 環境大臣 大塚 珠代

- 一 名称 麒麟麦酒株式会社
- 二 住所 東京都中野区中野四丁目一〇番二号
- 三 回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）
素材	色	容量	重量	用途	
ガラス	茶色	五〇〇ミリリットル	三八〇グラム	ビール用	
				図第一のとおり	
				五八、六〇八、二九三キログラム	

四 回収の方法

当該者が、卸売業者等に委託して回収する。回収を委託された卸売業者等は、小売業者等が消費者から回収した当該特定容器を取りまとめて、当該者に引き渡す。

- 一 名称 サッポロビール株式会社
- 二 住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番一号
- 三 回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）
素材	色	容量	重量	用途	
ガラス	茶色	五〇〇ミリリットル	四六〇グラム	ビール用	
				図第二のとおり	
				二七、八六四、六八五キログラム	

四 回収の方法

当該者が、卸売業者等に委託して回収する。回収を委託された卸売業者等は、小売業者等が消費者から回収した当該特定容器を取りまとめて、当該者に引き渡す。

- 一 名称 サントリービール株式会社
- 二 住所 東京都港区台場二丁目三番三号
- 三 回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）
素材	色	容量	重量	用途	
ガラス	茶色	五〇〇ミリリットル	四六〇グラム	ビール用	
				図第三のとおり	
				一五、六九九、五三二キログラム	

四 回収の方法

当該者が、卸売業者等に委託して回収する。回収を委託された卸売業者等は、小売業者等が消費者から回収した当該特定容器を取りまとめて、当該者に引き渡す。

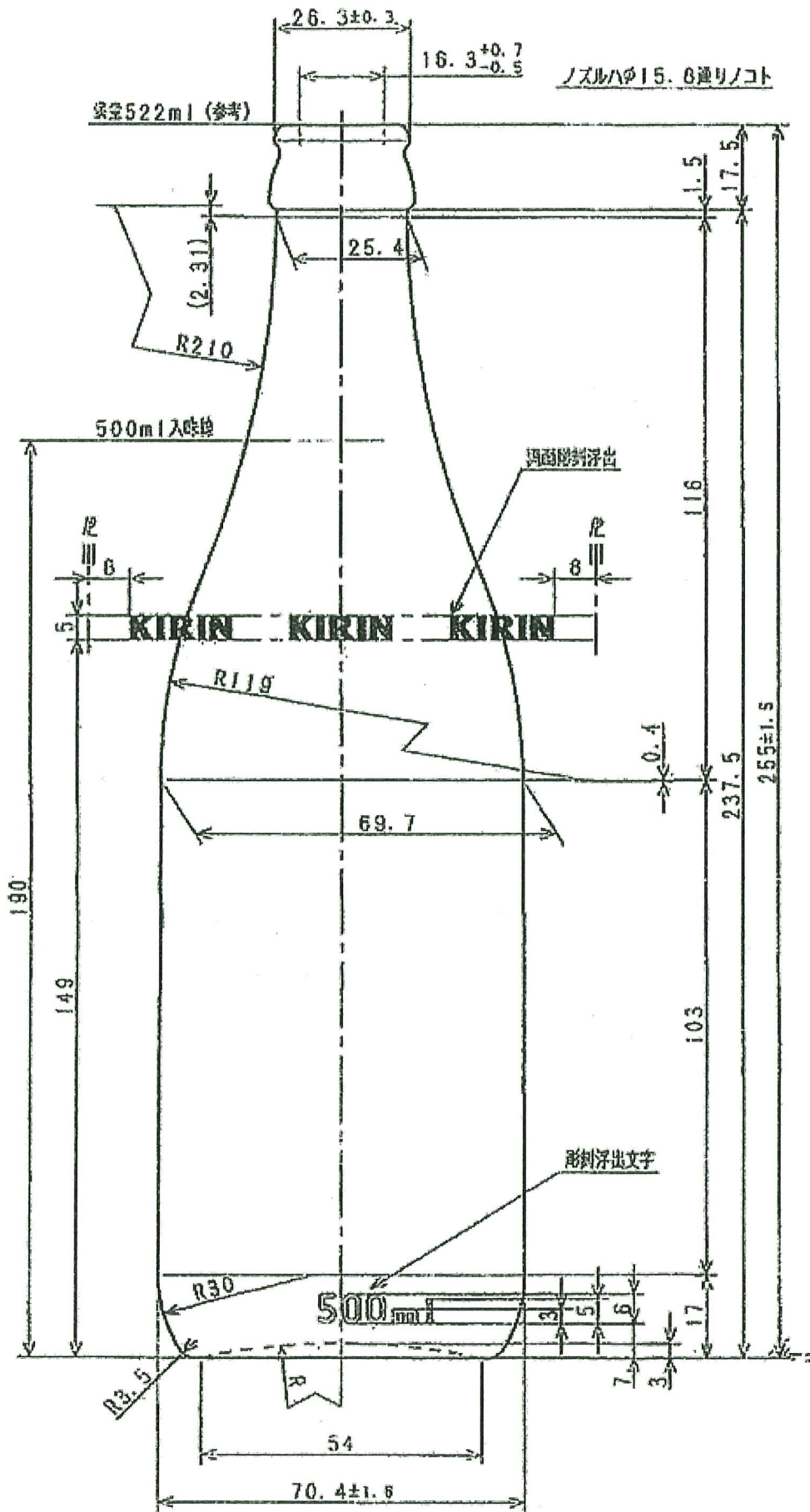
- 一 名称 アサヒビール株式会社
- 二 住所 東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
- 三 回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）
素材	色	容量	重量	用途	
ガラス	茶色	五〇〇ミリリットル	四六〇グラム	ビール用	
				図第四のとおり	
				一四五、四一〇、二二六キログラム	

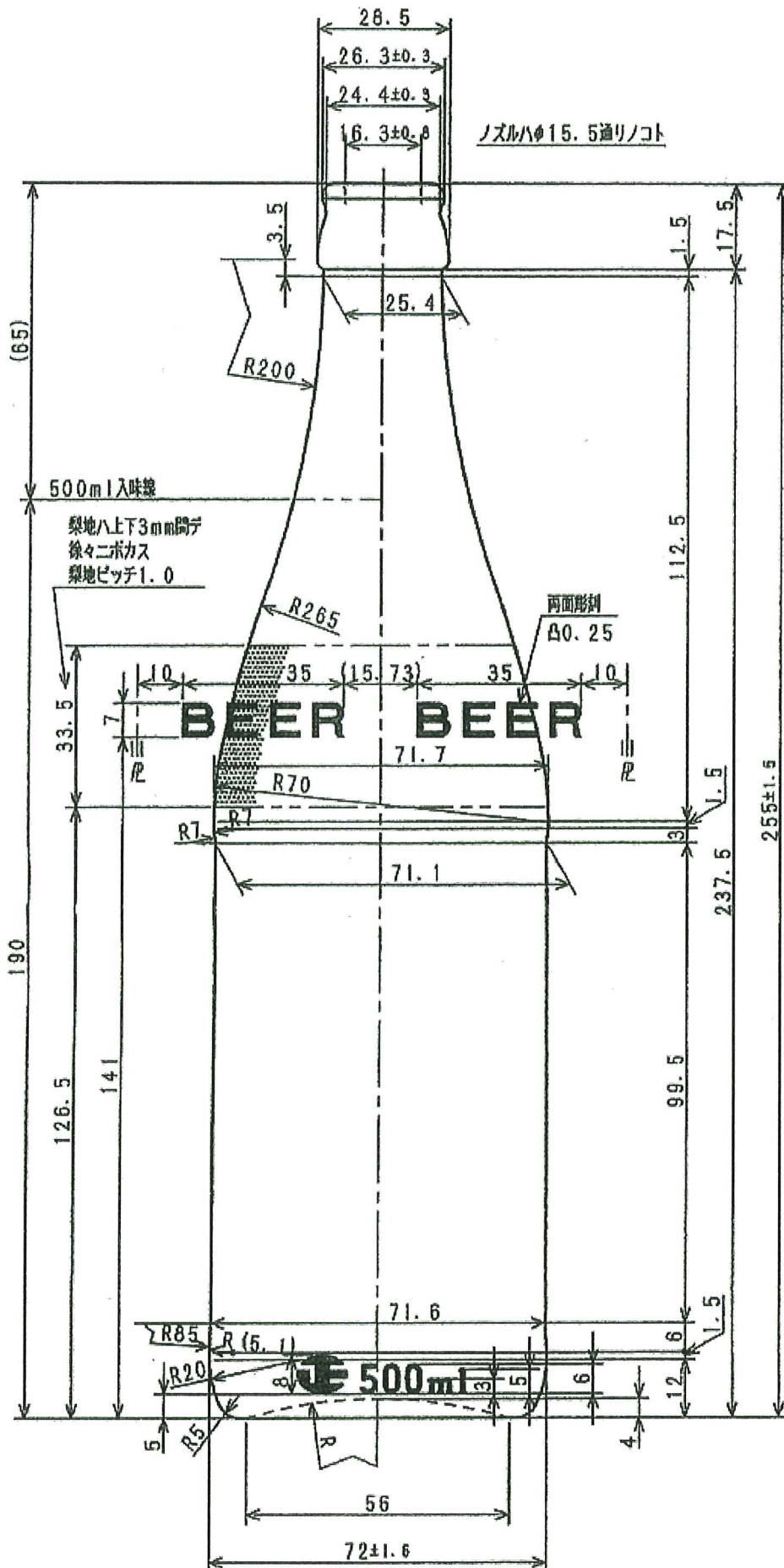
四 回収の方法

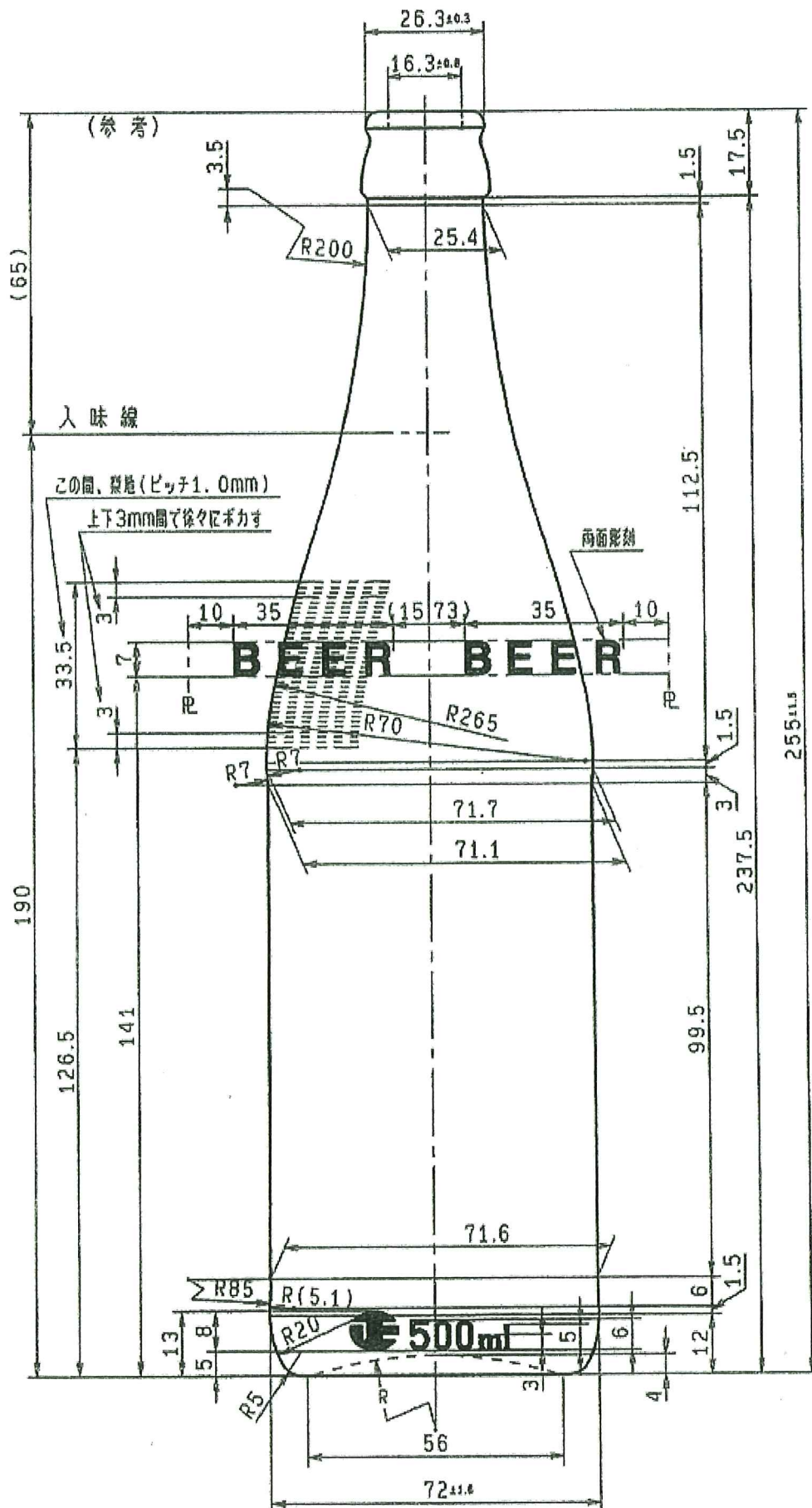
当該者が、卸売業者等に委託して回収する。回収を委託された卸売業者等は、小売業者等が消費者から回収した当該特定容器を取りまとめて、当該者に引き渡す。

【 図 第 一 】



【 図 第 二 】





【图第三】

【 図 第 四 】

